

## 障害福祉サービスに係る自立支援給付

## 概 要

## 障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系（平成23年12月現在）

サービス	事業所数	利用者数	サービスの内容	
居宅介護（ホームヘルプ）	15,961か所	127,714人	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの	介護給付
重度訪問介護	5,402か所	8,691人	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの	
同行援護	2,971か所	11,992人	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うもの	
行動援護	1,112か所	6,282人	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの	
重度障害者等包括支援	9か所	34人	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの	
児童デイサービス	2,432か所	73,214人	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うもの	
短期入所（ショートステイ）	3,308か所	30,632人	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの	
療養介護	36か所	2,120人	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うもの	
生活介護	6,157か所	192,177人	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの	
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	1,892か所	102,820人	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの	
共同生活介護（ケアホーム）	3,771か所	46,551人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの	訓練等給付
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	1,250か所	14,167人	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの	
就労移行支援	2,206か所	22,696人	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの	
就労継続支援（A型・B型）	7,143か所	149,355人	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの	
共同生活援助（グループホーム）	3,214か所	23,181人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うもの	

※事業所数、利用者数については、平成23年12月の国民健康保険団体連合会による支払いの実績データから、抽出・集計したものである。

※従来の身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設等については、平成24年3月までに新体系のサービスに移行済。

※障害者自立支援法等改正法により、平成24年4月から、児童デイサービスは、児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスとなる。

## 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択可能。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供される。

日中活動の場 以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護（医療型）※
生活介護（福祉型）
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（A型・B型）
地域活動支援センター（地域生活支援事業）

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援

又は

居住支援  
（ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能）



## 地域生活支援事業と個別給付

	地域生活支援事業	個別給付
性 格	地域の実情や利用者の状況に応じて、自治体が柔軟な形態で実施することが可能な事業	介護、就労訓練といった個別の明確なニーズに対応した給付
費用の流れ	自治体の実施（自治体は自ら事業を実施、又は事業者への委託等により実施）	利用者本人に対する給付（実際には、事業者が給付費を代理受領）
利用者	実施主体の裁量	障害程度区分認定（介護給付は18歳以上のみ必要、訓練等給付は必要なし）、支給決定が必要
利用料	実施主体の裁量	定率負担（所得に応じて負担上限あり）
事業実施にあたっての基準	実施主体の裁量（一部運営基準有り：地域活動支援センター、福祉ホーム）	指定基準（人員、設備及び運営に関する基準）等有り
財 源	補助金（一部交付税措置有り） 補助割合：都道府県事業 国1/2以内 市町村事業 国1/2以内 都道府県1/4以内	負担金 （負担割合：国1/2、都道府県・市町村1/4）

## 利用者本位のサービス体系へ再編

## &lt;再編前：旧体系&gt;

重症心身障害児施設 （年齢超過児）
進行性筋萎縮症療養等給付事業
身体障害者療護施設
更生施設（身体・知的）
授産施設（身体・知的・精神）
小規模通所授産施設（身体・知的・精神）
福祉工場（身体・知的・精神）
精神障害者生活訓練施設
精神障害者地域生活支援センター （デイサービス部分）
障害者デイサービス

新体系  
へ移行①②③  
3 昼夜分  
障害一元化  
地域移行等の促進

## 日中活動の場

以下から一又は複数の事業を選択

## 【介護給付】

- ① 療養介護（医療型）  
※ 医療施設で実施
- ② 生活介護（福祉型）

## 【訓練等給付】

- ③ 自立訓練（機能・生活訓練）
- ④ 就労移行支援
- ⑤ 就労継続支援

## 【地域生活支援事業】

- ⑥ 地域活動支援センター

## &lt;再編後：新体系&gt;

## 居住支援の場

## 居住支援サービス

ケアホーム  
グループホーム  
福祉ホーム

又は

施設への入所

9

障害者保健福祉

※ 平成24年4月1日をもって旧体系から新体系への移行は完了。

## 障害者の手帳制度

	発行件数（千）	根拠規定	発行責任者	交付申請窓口
身体障害者手帳	5,109	身体障害者福祉法第15条	都道府県知事、指定都市市長、中核市市長	居住地を管轄する福祉事務所長（福祉事務所を設置しない町村の場合は町村長。）
療育手帳	832	療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）	都道府県知事、指定都市市長	居住地を管轄する福祉事務所長（福祉事務所を設置しない町村の場合は町村長。）
精神障害者保健福祉手帳	595 （年度末現在の交付台帳登録数から有効期限切れのものを除いた数）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条	都道府県知事、指定都市市長	居住地を管轄する市町村長

資料：発行件数については、身体障害者手帳及び療育手帳は、「平成22年度福祉行政報告例」、精神障害者保健福祉手帳は「平成22年度衛生行政報告例」による。

- (注) 東日本大震災の影響により、以下を除いて集計した数値である。
- ・身体障害者手帳は、福島県のうち郡山市及びいわき市以外の市町村並びに宮城県仙台市
  - ・療育手帳は、福島県の全市町村
  - ・精神障害者保健福祉手帳は、宮城県のうち仙台市以外の市町村

### 詳細データ 障害者数（推計）

		総数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	18歳未満	9.8万人	9.3万人	0.5万人
	18歳以上	356.4万人	348.3万人	8.1万人
	合計	366.3万人 (29人)	357.6万人 (28人)	8.7万人 (1人)
知的障害児・者	18歳未満	12.5万人	11.7万人	0.8万人
	18歳以上	41.0万人	29.0万人	12.0万人
	年齢不詳	1.2万人	1.2万人	0.0万人
	合計	54.7万人 (4人)	41.9万人 (3人)	12.8万人 (1人)

		総数	外来患者	入院患者
精神障害者	20歳未満	17.8万人	17.4万人	0.4万人
	20歳以上	305.4万人	272.5万人	32.9万人
	年齢不詳	0.6万人	0.5万人	0.1万人
	合計	323.3万人 (25人)	290.0万人 (23人)	33.3万人 (3人)

資料：「身体障害者」在宅者：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成18年）  
施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成18年）等  
「知的障害者」在宅者：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成17年）  
施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成17年）  
「精神障害者」外来患者：厚生労働省「患者調査」（平成20年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成  
入院患者：厚生労働省「患者調査」（平成20年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

- (注) 1. ( )内数字は、総人口1,000人あたりの人数（平成17年国勢調査人口による）。  
2. 精神障害者の数は、ICD-10の「V精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応している。  
また、年齢別の集計において四捨五入をしているため、合計とその内訳の合計は必ずしも一致しない。  
3. 身体障害児・者の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。  
4. 四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

## 自立支援医療制度

## 概 要

## 自立支援医療制度

## ○目的

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※自立支援医療は保険優先のため、実際は、保険支払後の3割の自己負担との差額分を自立支援医療制度において負担（負担率：国1／2、都道府県等1／2）

## ○対象者

- ・精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
- ・更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
- ・育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

## ○対象となる主な障害と治療例

- ・精神通院医療（精神疾患）：外来、外来での投薬、精神科デイケア等
- ・更生医療・育成医療：肢体不自由…関節拘縮→人工関節置換術  
視覚障害…白内障→水晶体摘出術  
内部障害…心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術  
腎臓機能障害→腎移植、人工透析

## 自立支援医療における利用者負担の基本的な枠組み

- ①利用者負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担額を設定。（これに満たない場合は1割）
- ②費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない（重度かつ継続）者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

所得区分	更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続	
一定所得以上	対象外	対象外	20,000円	市町村民税235,000円以上
中間所得	医療保険の高額療養費 ※精神通院の殆どは重度かつ継続	10,000円	10,000円	市町村民税課税以上 235,000円未満
		5,000円	5,000円	
低所得2	5,000円	5,000円	5,000円	市町村民税課非課税 (本人収入が800,001円以上)
低所得1	2,500円	2,500円	2,500円	市町村民税課非課税 (本人収入が800,000円以下)
生活保護	0円	0円	0円	生活保護世帯

## 「重度かつ継続」の範囲

## ○疾病、症状等から対象となる者

【更生・育成】腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の者

【精神通院】①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

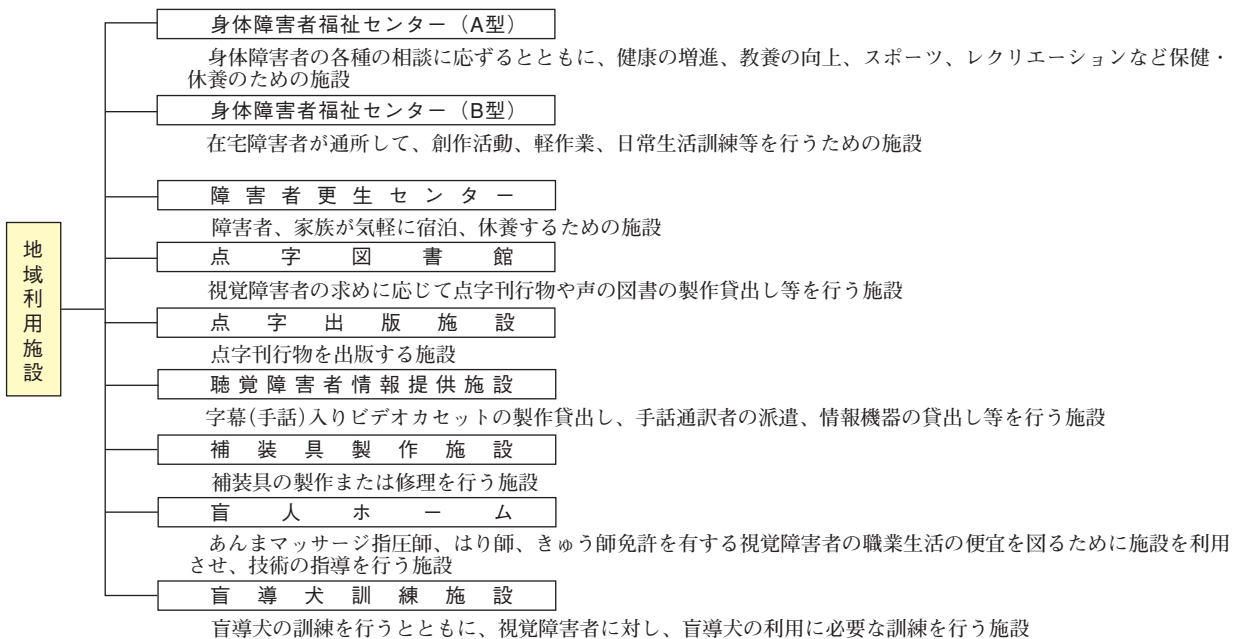
## ○疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

【更生・育成・精神通院】医療保険の多数該当の者

## 身体障害者福祉施策

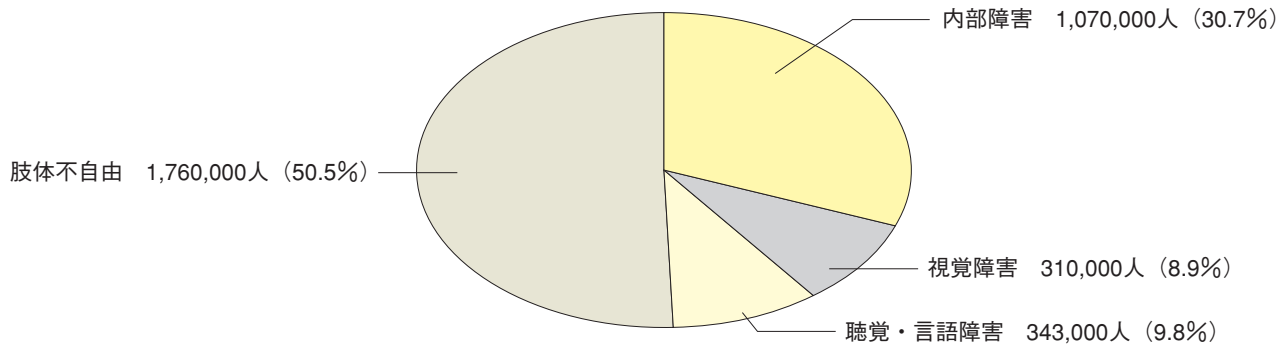
### 概 要

### 身体障害者社会参加支援施設等の概要



### 詳細データ① 障害の種類別みた身体障害者数（在宅）

（総数：3,483,000人）（2006年推計数）（再掲：重複障害310,000人）



### 詳細データ② 年齢階級別みた身体障害者数の推移（人口千人対）

年次	総数	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
1955(昭和30)年	14.5	5.3	7.1	14.5	16.0	20.6	25.4	25.4	29.4
1980( 55)	23.8	3.5	4.9	7.0	16.0	33.7	55.8	68.7	87.6
2006(平成18)	32.7	4.5	4.1	6.1	11.6	24.4	48.9	58.3	94.9

資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「身体障害児・者実態調査」

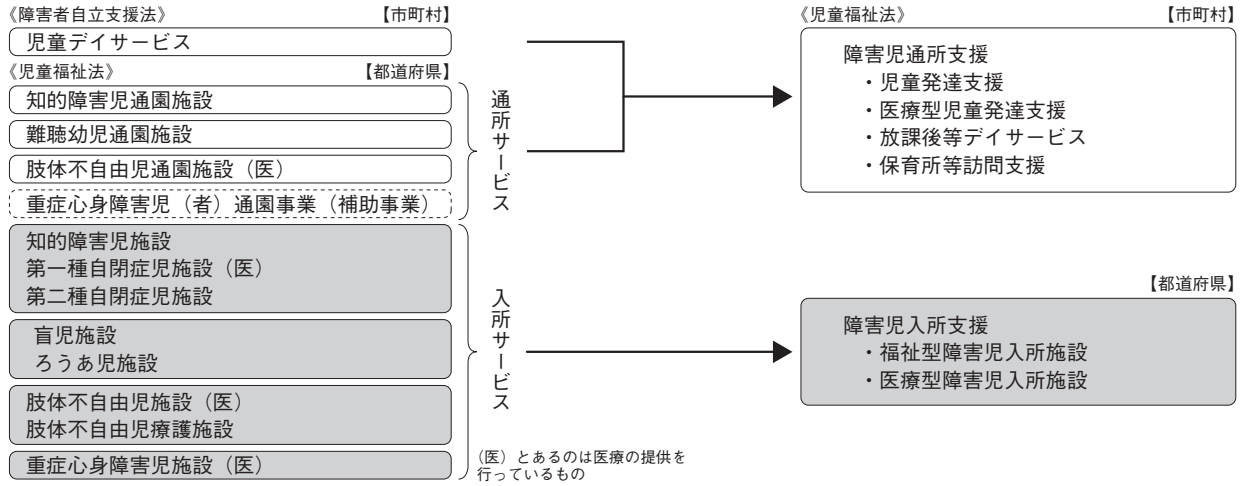
(注) 人口千人対の身体障害者数算出の基礎人口は、総務省統計局の「国勢調査」及び「推計人口」における18歳以上の人口を用いた。

## 障害児・知的障害者福祉施策

## 概 要

## 障害児施設・事業の一元化 イメージ

○障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



（注）障害者自立支援法等改正法により、平成24年4月1日から障害児施設・サービスが再編された。

## 詳細データ

## 年齢階級別にみた知的障害児（者）数の推移（人口千人対）

	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
平成7年	2.8	4.1	4.1	2.1	1.7	1.2	0.5
平成17年	4.9	6.6	5.7	4.8	2.8	1.6	0.7

資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「知的障害児（者）基礎調査」

（注）人口千人対の知的障害児（者）数算出の基礎人口は、総務省統計局の「国勢調査」の人口を用いた。

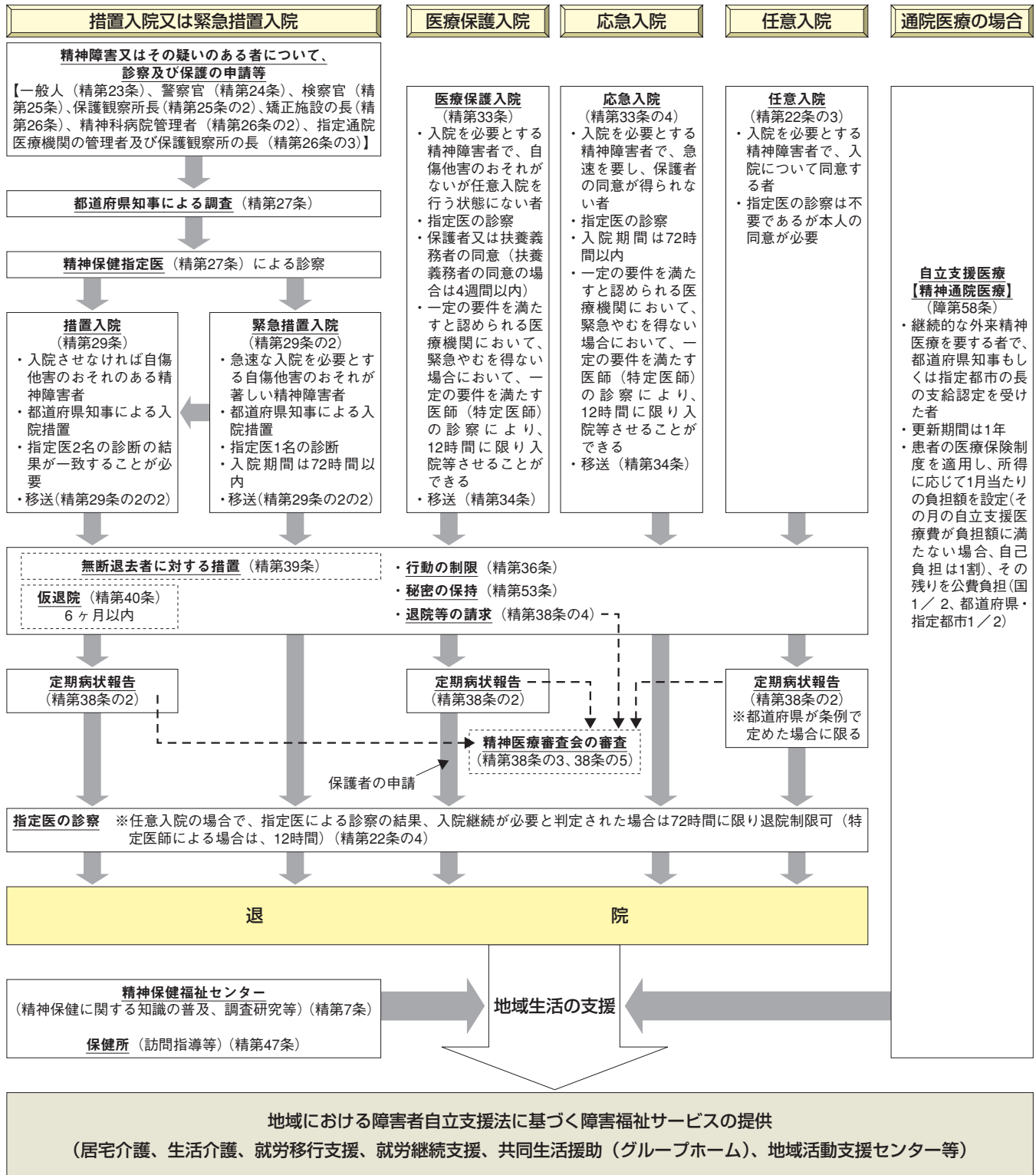
9

障害者保健福祉

# 精神保健医療福祉施策

## 概要

## 精神保健医療福祉制度の概要



(注) この表において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）：「精」、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）：「障」と略する。表中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事または指定都市市長」と読み替える。

## 詳細データ

## 精神病床を有する病院数、精神病床数、月末在院患者数及び月末病床利用率の推移

(各年6月末)

年次	精神病床を有する病院数	全精神病床数	月末在院患者数	月末病床利用率 (%)
1965(昭和40)年	1,069	164,027	177,170	108.0
1970( 45)	1,364	242,022	253,433	104.7
1975( 50)	1,454	275,468	281,127	102.0
1980( 55)	1,521	304,469	311,584	102.3
1985( 60)	1,604	333,570	339,989	101.9
1990(平成 2)	1,655	358,251	348,859	97.4
1995( 7)	1,671	362,154	340,812	94.1
1996( 8)	1,668	361,073	339,822	94.1
1997( 9)	1,669	360,432	336,685	93.4
1998(10)	1,670	359,563	335,845	93.4
1999(11)	1,670	358,609	333,294	92.9
2000(12)	1,673	358,597	333,328	93.0
2001(13)	1,669	357,388	332,759	93.1
2002(14)	1,670	356,621	330,666	92.7
2003(15)	1,667	355,269	329,555	92.8
2004(16)	1,671	354,923	326,613	92.0
2005(17)	1,671	354,313	324,851	91.7
2006(18)	1,668	352,721	321,067	91.0
2007(19)	1,671	351,762	317,139	90.2
2008(20)	1,667	350,353	314,251	89.7
2009(21)	1,667	348,129	312,681	89.8
2010(22)	1,671	347,281	311,007	89.6

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「病院報告」

9

障害者保健福祉



## 発達障害者支援施策

### 概 要

### 発達障害者支援法のねらいと概要

#### I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

#### II 概 要

定義：発達障害＝広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害

#### 就学前（乳幼児期）

- 早期の発達支援
- 乳幼児健診等による早期発見

#### 就学中（学童期等）

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

#### 就学後（青壮年期）

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

発達障害者支援センター 専門的な医療機関の確保（都道府県）

専門的知識を有する人材確保 調査研究（国）